

◎新潟県告示第406号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

栃尾栄町(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市

栄町一丁目

420番3地先水路敷	1号
406番5	2号
407番1	3号
417番甲	4号
414番	5号
6番1	6号
138番1	7号